

名寄市畜産物処理加工施設

指定管理者募集要領

經濟部農務課

名寄市畜産物処理加工施設指定管理者募集要領

名寄市畜産物処理加工施設（以下「対象施設」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1. 対象施設の概要

（1）名称及び所在地

名 称 名寄市畜産物処理加工施設
所在地 名寄市字日進 105 番地 62

（2）施設概要

- ・食品加工施設 1 棟 2,281.17 m²
- ・駐車場 4,977 m²

2. 指定管理者が行う業務

- （1）対象施設の管理運営に関する業務
- （2）対象施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3）その他、対象施設の仕様書（別紙）のとおり

3. 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 3 1 日まで

4. 応募資格

名寄市内に本店または支店・営業所を有し、3 年以上の業務実績がある法人、その他団体で、食肉処理加工業を営んでおり、かつ食肉加工施設を運営し、過去においても十分な実績があり、と畜場法、および食品衛生法遵守できる業者とし、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 18 年名寄市規則第 53 号）第 3 条各号のいずれにも該当しないものとする。なお、応募資格の確認基準日は、申請期間終了後、対象施設指定管理者候補者選定委員会において申請資格等審査を行う日とします。

名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（抜粋）

（申請資格）

第3条 条例第3条に規定する申請ができるものは、団体であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- （1）法律行為を行う能力を有しないもの
- （2）破産者で復権を得ないもの
- （3）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- （4）地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- （5）国税及び地方税を滞納しているもの

2 その他申請資格に関して必要な事項は、市長等が別に定める。

なお、応募以後、上記事項に該当した場合、指定管理者の候補者となることができません。

5. 募集に関する事項

(1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール

ア 募集要領、申請書類の配布

令和8年9月4日（金）から令和8年9月24日（木）
（土日・祝祭日を除く午前8時45分から午後5時30分まで）
名寄市役所風連庁舎 1階 経済部農務課畜産係

イ 説明会

応募方法、応募書類、指定管理者の業務範囲等についての説明会を開催します。

(ア) 日時 令和8年9月18日（金）

(イ) 場所 名寄市役所名寄庁舎 3階会議室

ウ 質問の受付及び回答

(ア) 質問の受付期間

令和8年9月25日（金）から令和8年9月29日（火）

(イ) 質問の受付方法

質問書により、4ページの提出先に持参願います。

(ウ) 回答方法

回答は電子メール又はファックスにより質問者あて直接回答いたします。

エ 指定申請書の受付

(ア) 受付期間 令和8年10月6日（火）から令和8年10月9日（金）

（土日・祝祭日を除く午前8時45分から午後5時30分）までとします。

(イ) 受付場所 名寄市役所風連庁舎 1階 経済部農務課畜産係

(ウ) 提出方法 申請書及び申請書類は、持参してください。

オ 指定管理者の選定

(ア) 申請書の提出のあった法人・団体について、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則で定める選考委員会（以下「選考委員会」という。）に諮り、申請書類等に基づいた審議の結果により指定管理者の候補者を選定します。

(イ) 選定委員会では提出される申請書類の内容について、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者とし選定するものとします。

a. 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

b. 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

c. 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(ウ) 指定管理者の候補者に選定された団体は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を議会に提出し、議決後に指定管理者として指定します。

カ 協定の締結

名寄市議会の議決後、指定管理者として指定された法人・団体と協定を締結します。

6. 提出書類

正本1部、副本1部を提出してください。

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 資格確認にあたって提出する書類
 - ア 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
 - ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類
 - エ 申請資格に関する申立書（様式第2号）
 - オ 国税及び地方税の納税証明書（募集要領の配布開始日以降に交付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第2号）
- (3) 管理を行う公の施設の事業計画書（様式第3号）
- (4) 管理に係る収支計画書（様式第4号）
- (5) 当該団体の経営状況を説明する書類
 - ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している団体のみ。）
 - ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。）
 - エ 団体の事業報告書を作成している場合は当該報告書
 - オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (6) その他名寄市が必要と認める書類
 - ア 人員配置計画書（様式第5号）
 - イ 類似施設受託事業実績概要書（ある場合のみ）（様式第6号）

7. 提出にあたっての留意点

提出書類は、原則A4版として提出してください。

8. 応募にあたっての留意点

- (1) 費用の負担
応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。
- (2) 提出した資料の取扱い
提出した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、担当課の承諾を得ることがなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。
- (3) 提出書類の変更の禁止
応募にあたって提出した書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 虚偽に記載をした場合
応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講ずることがあります。
- (5) 提出書類の取扱い
提出された書類は、返却しません。提出された書類は、本事業者選定の実施に関する報告のため必要な場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しません。
- (6) 著作権
指定管理者の決定までの間、応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、公表する場合その他名寄市が必要と認めるときは、応募書類の内容について無償で使用できるものとします。また、指定管理者の決定後、選定された応募書類の著作

権は名寄市に帰属し、選定されなかった応募書類の著作権は応募者に帰属するものとします。

(7) 募集要領に対する質問について

募集要領に対する質問については、その要旨を簡潔にまとめ質問書（様式第7号）により、下記提出先まで提出してください。

(8) その他

名寄市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合もあります。

9. 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、すみやかに市に報告しなければなりません。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、この募集要領及び協定に定める指定管理業務の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、名寄市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、名寄市は指定管理者の指定の取り消し又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることができるものとします。

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

上記(1)により、指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部もしくは一部が停止された場合、指定管理者は、名寄市に生じた損害を賠償しなければなりません。

(3) 不可抗力等による場合

不可抗力その他名寄市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、名寄市と指定管理者は、業務継続の可否について協議を行い、継続が困難と判断した場合、名寄市は指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることができるものとします。

10. 問い合わせ及び提出先について

〒098-0507 名寄市風連町西町 196 番地 1

名寄市役所風連庁舎 経済部農務課畜産係 TEL01655-3-2511 内線 2306
FAX01655-7-8080

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

名 寄 市 長 様

法人・団体名
法人・団体住所
代 表 者 名



公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定
手続等に関する条例第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

施設の名称 名寄市畜産物処理加工施設
施設の所在地 名寄市日進105番地62

2 提出書類

- ☐ (1) 法人登記事項証明書(法人の場合)
- ☐ (2) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- ☐ (3) 代表者の身分証明書(非法人の場合)
- ☐ (4) 申請資格に関する申立書(様式第2号)
- ☐ (5) 国税及び地方税の納税証明書(募集要綱の配布開始日以降に交付のもの)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(様式第2号)
- ☐ (6) 管理を行う公の施設の事業計画書
- ☐ (7) 管理に係る収支計画書
- ☐ (8) 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)
- ☐ (9) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ)
- ☐ (10) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ)
- ☐ (11) 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- ☐ (12) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

※ 提出する書類にレ点を記入すること。

3 担当者連絡先

()

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

名 寄 市 長 様

法人・団体名
法人・団体住所
代 表 者 名



名寄市畜産物処理加工施設の指定管理者の募集に係る申請書類について、下記のとおり申し立てます。

記

☐ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

☐ 国税及び地方税の納税義務がない。
(理由)

※ 該当する項目にレ点を記入すること。

様式第 3 号

名寄市畜産物処理加工施設指定管理者事業計画書	
所在地	
法人等名	
代表者名	
1. 事業方針について	
2. 施設管理方針について	
3. 中・長期的な施設管理計画について	

4. 職員配置・研修について

5. 事業のサービス向上について

6. 利用者の要望等対応について

7. 効率的な運営について

8. 個人情報の保護について

9. 緊急時の対策、防犯・防災について

10. 事故防止について

11. 経理及び備品の管理について

12. 職員配置計画

職 種	実人数	兼務の職種	体 制	資 格 等

※兼務の職種については、兼職有りの場合に記入してください。

様式第 4 号

名寄市畜産物処理加工施設管理運営業務収支計画書（令和 年度）

収入の部

（単位：千円）

項 目	収 入 額	備 考
施設使用料収入		
その他		
合 計		

支出の部

（単位：千円）

項 目	支 出 額	積算内容
人 件 費		
福利厚生費		
燃 料 費		
修繕及び消耗品費		
賃 借 料		
通 信 費		
印刷製本費		
研 修 費		
保 守 料		
雑 費		
消 費 税		
合 計		

※この計画書に準じ、令和 9 年度～令和13年度についてそれぞれ提出してください。

（指定申請期間の毎年度の収支見込額が同じであれば 1 枚の提出で可。）

様式第 5 号
人員配置計画書

職種	実人数	兼務の職種	体制	資格等

※兼務の職種については、兼職有りの場合に記入してください。

様式第 6 号

類似施設受託事業実績概要書

受託事業名	施設名	受託事務の概要	職員配置状況 (資格等記入)	事業の特色等自由記載

※本書には過去 3 年間程度の主要実績業務について記入してください。受託事業の概要欄には、業務概要、受注額、発注者、期間等について可能な限り記入してください。

様式第 7 号
質問書

名寄市畜産物処理加工施設指定管理者募集要領について、次のとおり質問書を提出します。

法人・団体名
法人・団体住所
代表者名
担当者名
連絡先 電話番号
F A X 番号
メールアドレス
質問事項（タイトル）
要領等での対応部分（文書名、ページ、該当箇所○行目～○行目）
質問内容

※質問事項は、1 問につき本様式を 1 枚使用し、簡潔にまとめてください。

名寄市畜産物処理加工施設指定管理者の仕様書

(令和9年4月1日)

名寄市経済部農務課

名寄市畜産物処理加工施設指定管理者の仕様書

名寄市畜産物処理加工施設の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、名寄市畜産物処理加工施設の指定管理者が行う業務の内容及び満たすべき条件について定め、適正な管理運営を行うことを目的とする。

2. 名寄市畜産物処理加工施設の管理に関する基本的な考え方

名寄市畜産物処理加工施設を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 広域の公設畜産物処理加工施設としての役割を担い、道内外消費者への食肉の安定供給に努め、地域産業の発展と畜産の振興を図るために適正な管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用を確保し、施設の環境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うことを基本とすること。
- (3) 利用者の意見・要望を適切に管理運営に反映し、サービス向上に努めること。
- (4) 効率的運営を行い、管理運営費の削減に努めること。

3. 施設の概要

- (1) 名 称
名寄市畜産物処理加工施設
- (2) 所在地
名寄市字日進 105 番地 62
- (3) 施 設
畜産物処理加工施設本屋、駐車場

4. 供用時間及び休業日

- (1) 開設時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (2) 休 業 日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）
- (3) そ の 他 指定管理者は、必要があると認めるときは市長の許可を得てこれを変更し、又は臨時に休業することが出来る。

5. 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令 1 4 年 3 月 3 1 日 までとする。

6. 法令等の遵守

名寄市畜産物処理加工施設の管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法

令等に基づかなければならない。なお、本契約期間中に法令等に改正があった場合には、改正された内容に基づくものとする。

- (1) 地方自治法及び地方自治法施行令
- (2) 名寄市畜産物処理加工施設条例
- (3) 名寄市畜産物処理加工施設条例施行規則
- (4) 名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- (5) 名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- (6) 名寄市個人情報保護条例
- (7) その他本事業に関する法令等

7. 指定管理者の業務

- (1) 施設の運営に関すること。

- ア 利用者への便宜供与、利用促進及び安全管理等、適切な運営を行うこととする。
また、名寄市畜産物処理加工施設は、常に利用者に関われたものとし、利用者に対し公平、公正な運営に留意するものとする。
- イ 利用者や地域住民の意見・要望の聴取等、利用者ニーズの適切な把握を行い、利用者ニーズに応じた運営を心がけ、サービス向上に努めること。

- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ア 名寄市畜産物処理加工施設の適正な運営のため、管理者は、建築物、駐車場、電気設備、建築物附属物の施設等に関する保守管理を行うこと。業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守することとし、利用者が安全かつ快適に利用できるよう留意して当該業務を行うものとする。
- イ 施設管理について、年間及び指定期間中の長期的な管理計画を作成して計画に沿った施設管理業務マニュアルを作成し、常に長期的な視野を持ち、施設を健全に維持管理するよう努めること。

- (3) 市との連携

- ア 管理運営並びに経理状況に関する帳簿類等は常に整理し、市からの報告、調査を求められた場合には、速やかに指示に従い、誠実に対応すること。
- イ 運営業務、施設管理業務の業務状況の記録、各種マニュアル、点検結果記録及び作業記録写真等について市から請求があった際は、速やかに提示、提出できるようにしておくこと。（指定期間終了時は市へ引き継ぐこと。）
- ウ 指定管理者が管理運営を行う上で各種規定、要綱、マニュアル等を作成する場合又は、名寄市畜産物処理加工施設の管理運営に関する諸問題等については、市と協議すること。

- (4) その他

- ア 緊急・救急対応に関する業務

- (ア) 災害その他事故等が発生した場合は、速やかに救護並びに利用者の安全確保を第一に適切な措置を講じ、関係部署へ通報し、事故の顛末を市へ報告すること。
- (イ) 災害その他の事故等に迅速に対応できるよう、簡易な薬品、資機材等を常備するとともに、対応マニュアルを整備し、職員に周知するなど、非常時の対応

について十分な対策を講ずること。

イ 個人情報の保護

指定管理者は管理業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、その取扱には十分留意し、情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努めなければならない。また指定期間終了後も同様とする。

ウ その他必要な業務

8. 業務報告

- (1) 指定管理者は、管理運営業務の利用状況、実施状況等を記載した業務日誌を作成し、市が指定する期間保管し、求めがあったときは、提出すること。
- (2) 毎月、業務日誌に基づいて業務報告書を作成し、市に報告すること。
- (3) 会計年度終了後、1ヵ月以内に年間事業の報告を行うこと。

9. 経費等について

名寄市畜産物処理加工施設の管理運営費は、利用料、指定管理料及びその他の収入による独立採算とする。

(1) 収入について

名寄市畜産物処理加工施設条例第13条に規定する利用料金は、指定管理者の収入とする。利用料金の額は、同条例の定めるところにより市長の承認を得て定めることができる。

(2) 支出について

名寄市畜産物処理加工施設の管理に係る全ての費用は、利用料金並びにその他の収入をもって充てるものとする。

ア 施設・物品等の修繕費の負担については市と指定管理者が協議の上、決定する。

イ 指定管理者の運営上の理由による修繕・工事は、指定管理者の負担とする。

(3) 経理規定

指定管理者は経理規定を作成し、経理事務を行うこと。

(4) 立入検査について

市は、必要に応じて施設、物品各種帳簿等の現地検査を行うことができる。

10. 損害賠償義務

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

11. 物品の帰属等

- (1) 市が、指定管理者に対して指定管理料等により物品を購入させ、又は修繕により結果として資産を取得させることとなる場合は、その物品又は資産（以下「物品」という。）は、市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者は、市の所有に属する物品については、「名寄市財産に関する規則」及び関係例規の原理原則及び分類に基づいて行うものとする。また、指定管理者は、

同規則に定められた物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について会計年度末に市に報告しなければならない。

12. 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次に掲げる事項に留意し、円滑に実施すること。

- (1) 指定管理者が、名寄市畜産物処理加工施設の管理運営に係る各種規定等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- (2) 名寄市畜産物処理加工施設の管理運営に係る各種規定等がない場合は、市の緒規定に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。

13. その他

- (1) 指定期間が終了する日までの間、別途指示する業務引継書等を作成し、新たな指定管理者との間で速やかに業務引継ぎを行うこと。
- (2) 新旧指定管理者は業務引継ぎが完了したことを示す書面を取り交し、市に対しては業務引継完了届を提出すること。

14. 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議し決定する。